

発生主義納税者に認められる貸倒見積高の益金除外 規定

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2013-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 守男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007075

論 説

発生主義納税者に認められる 貸倒見積高の益金除外規定

永 田 守 男

はじめに

米国において発生主義納税者は、貸倒引当金の損金計上は原則として認められていない。発生主義納税者は実際に債権が無価値になった時点でその額を損金控除することができる。しかし、これには例外があり、一定の発生主義納税者には経験的非発生高見積法（nonaccrual experience method）にもとづき、実際に債権が無価値になる前に損失を控除することができる。この規定は、1986年税制改革法（*Tax Reform Act of 1986*）において、課税ベースの拡大を目的とした貸倒引当金の原則廃止とあわせて導入されたものである。

導入時には、見積もりのベースとして経験にもとづくことが定められていたが、この経験がどれの経験であるかは明確に定められておらず、後に規定の明確化が図られた。具体的には、2002年に納税者の経験にもとづくこととされ、2003年および2006年に財務省規則において納税者が適用すべき経験の種類ならびに控除額を計算するときのそれら経験の適用方法を定め、回収不能額の見積もりのための安全条項（safe harbor）を提供したのであった⁽¹⁾。

本稿は、経験的非発生高見積法について検討し、それが税実務においてどのような役割を果たすのか、ついで2011年に導入された帳簿ベースの経験的非発生高見積法を検討し、安全条項による税務会計と財務会計の関係について検討するものである。

I. 現金主義納税者と発生主義納税者

1. 現金主義会計の利用制限

内国歳入法（*Internal Revenue Code*，以下IRC）Sec.448は、C法人、C法人がパートナーとして参画しているパートナーシップ、およびタックスシェルターについては、現金主義会計（cash receipts and disbursements method of accounting）にもとづいて課税所得を算定してはならない

⁽¹⁾ Seago, W. Eugene and J. Gregory Jenkins (2012), "The nonaccrual experience method: the book safe harbor method provides another option," *Journal of Taxation*, Feb. 2012, p.87.

(IRC Sec.448(a)) としている。このため、これら納税者は発生主義会計の適用が義務付けられるが、債権の貸倒れについてはその見積時に損金控除することはできず、実際に貸倒れが生じたときにはじめて控除が可能となる。

2. 利用制限の例外

現金主義の利用制限にはいくつかの例外がある。納税者が下記の条件のいずれかを満たしている場合には、現金主義会計を利用できる (IRC Sec.448(b))。

- (1) 農業事業従事者
- (2) 適格人的役務提供法人
- (3) 総受領額が500万ドルを超過しない実体

これらの納税者には発生主義会計の義務づけはおこなわれない。適格人的役務提供法人とは、法人が提供するサービスの事実上すべての部分が、健康、法律、エンジニアリング、アーキテクチャー、会計、保険数理、舞台芸術 (performing arts) またはコンサルティングの業務からなるものをいう (IRC Sec.448(d)(2)(A))。このため、Accenture PLCのような大規模な実体もまたこのカテゴリーに含まれ、現金主義会計を選択できる⁽²⁾。総受領額500万ドル未満の条件は、中小規模事業者を想定したものと見えるが、これら(1)~(3)の条件がすべて満たされる必要はないことから、定められた要件の範囲内にある大規模な人的役務提供法人は現金主義会計を選択することができる。これら納税者による会計方法の選択の流れをまとめたものが図表1である。

納税者が会計方法を選択するにあたっては、はじめに総受領額の境界がある。総受領額が100万ドル未満の納税者は、現金主義会計を選択することができる。この総受領額が100万ドル以上の場合には、適格人的役務提供法人であるか否かが問われる。前述の人的役務を提供する法人であれば現金主義会計を選択することができるが、それらに該当しない事業者の場合には次の要因が検討されねばならない。

100万ドルの境界は、納税者がC法人であるか否かにかかわらず適用される。しかし、C法人がこの境界を超過した場合には、棚卸資産が主たる所得創出要因であるか否かが重要となる。

ここでC法人とは、一定の要件を満たしたS法人⁽³⁾等以外の普通法人を意味する。納税者がC法人に該当し、棚卸資産が主たる所得創出要因である場合には、発生主義会計の利用が義務づけら

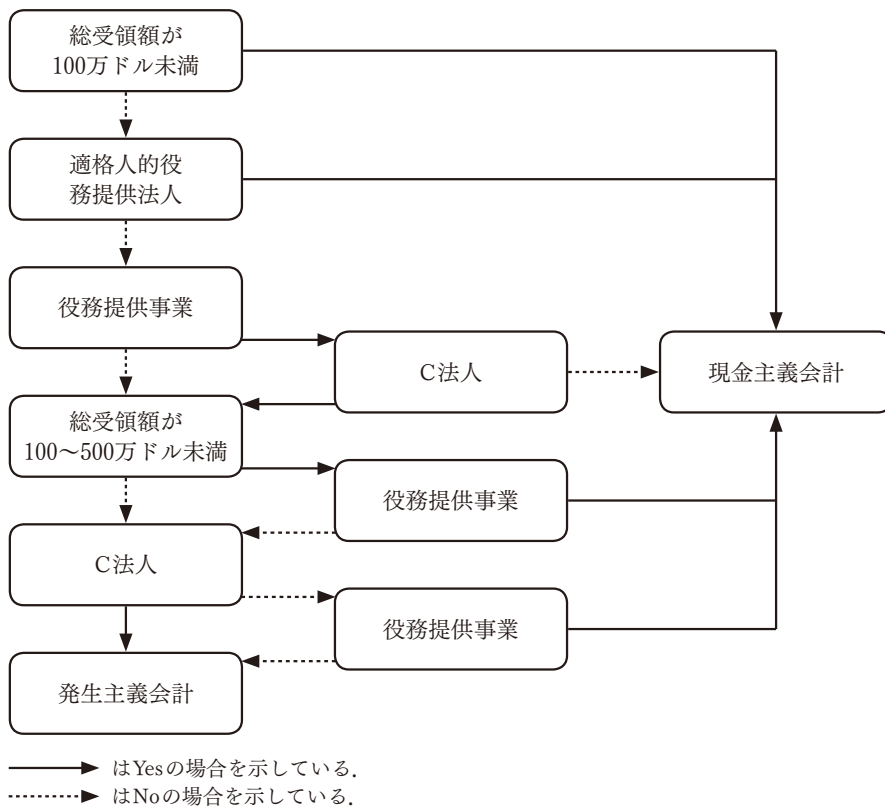
⁽²⁾ *Ibid.*, p.88.

⁽³⁾ S法人の要件を満たした場合には、原則として法人段階では課税されず、法人段階の所得等は出資者に持分比率に応じて分配され、出資者の他の所得等と合算して課税される。

れている。したがって、C法人のうち現金主義会計の利用可能性がある納税者は、棚卸資産が主たる所得創出要因ではない⁽⁴⁾、すなわち適格人的役務以外の役務を提供する法人であり、かつ総受領額が100万ドル以上500万ドル未満の納税者となる。

以上から、総受領額が100万ドル未満の法人、適格人的役務提供法人、さらに総受領額が100万ドル以上500万ドル未満でかつ棚卸資産が主たる所得創出要因ではないC法人が現金主義会計を選択することができる。ただし、これら法人はいずれかの会計方法を義務づけられているわけではないので、発生主義会計を選択することもできる。

図表1 会計方法の選択の流れ



出所：Jennings, Robert, Cash or Accrual? Choosing or Changing a method for tax purposes, *Journal of Accountancy*, May 2001 (<http://www.journalofaccountancy.com/Issues/2001/May/CashOrAccrual.htm?action>, 2012年8月27日取得) から一部修正して作成。

⁽⁴⁾ 多くの役務提供事業では、役務提供以外にそれに付随する商品の販売が行われる。たとえば、美容院ではその役務提供とともにシャンプー等の商品の販売などがおこなわれる。これら商品の販売が「棚卸資産が主たる所得創出要因」に該当するか否かは実務では大きな問題となるが、本稿の主眼は所得の非発生高見積方法にあるので、実務上の論点を指摘するにとどめたい。

II. 役務提供者による受取勘定の除外

1. 受取勘定からの除外規定

IRC Sec.448(d)(5)は、以下のように、回収できないと判断された受取勘定の金額を益金から除外することを認めている。

〔A〕原則

納税者が、役務提供の対価として受領する金額について発生主義会計を適用する際に、以下の条件を満たした場合にはその金額のうち（その納税者の経験にもとづき）回収されない部分について発生させることを要求されない。

- (i)そのサービスが本項(2)(A)で定められている領域のもの。または
- (ii)その納税者が本条(C)で定める総受領額テストを過去のすべての課税年度で満たしている。」

この定めは益金からの除外であるので、その対象となる受取勘定は、当期に提供された役務の対価部分であり、過年度分は含まれない。このため、期末の受取勘定残高に対して直接適用されるものではない。

また、顧客の支払遅延に対して利子やペナルティを課している場合には、この規定を適用することはできない⁽⁵⁾。

役務提供事業者が発生主義会計を採用しており、その提供される役務の範囲が前述の健康、法律、エンジニアリング等である納税者、あるいはそれら役務には該当しないが総受領額が500万ドル未満の納税者は、納税者の経験にもとづいて次年度に回収されないと判断された債権について益金から除外させることができる。この規定によれば、貸倒見積高控除は引当金方式によるのではなく、益金への算入を直接除外する方式によっている。課税所得の額に与える影響は引当金方式による場合と同じなので、益金からの除外は貸倒引当金の廃止との整合性を求めた結果であろう。

回収されない部分についてIRC Sec.448(5)(d)は「納税者が、経験にもとづいて、その回収されない所得の金額を正確に反映する計算もしくはフォーミュラを用いて算定することを認める規則を財務長官が定めなければならない」とし、「納税者は自身の経験を明瞭に反映する計算またはフォー

⁽⁵⁾ Treasury Regulations (以下, Reg.) 1.448-2(c)(1)(ii).

ミュラを採用してよい」とする。したがって、納税者は財務会計上の貸倒引当金繰入額を益金からの除外項目に適用可能であり、これに対して財務長官は規則を定めて「納税者の経験」を明確化することができる。

2. 財務省規則に定める納税者の経験

納税者は自身の経験にもとづいて所得の非発生状況、つまり次期の貸倒れを当期の課税所得に反映させることができる。これにあたって財務省規則（Treasury Regulations、以下、規則）は「納税者自身の非発生経験を明瞭に反映する方法を利用してよい」（Reg.1. 448-2(d)(1)）とする。したがって納税者は、財務諸表目的で利用されている方法を用いて貸倒引当金繰入額を益金から除外することが可能となる。しかし、財務省規則は、無条件で益金からの除外を認めるのではなく、その貸倒引当金繰入額の算定根拠となる納税者の非発生高経験の方法についてセルフテストを求めている。セルフテストにおいては、「同法を利用しているかまたは利用したい納税者は、その方法を利用する最初の年度の、およびその後の3年度について・・・（納税者の経験的非発生高見積法による）回収不能額と納税者の実際の経験を比較して」（Reg.1. 448-2(e)(2)(i)）、その方法が回収不能額を明瞭に反映しているかをテストしなければならない。

さらに、回収不能額の見積もりは、「納税者の経験に基づき、かつ納税者が用いておりかつ本規則で認められている計算またはフォーミュラにしたがって測定されている限り」（Reg.1. 448-2(a)）認められる。

セルフテストでは、納税者は利用する経験的非発生高見積法を適用する最初の年度において、経験的非発生高見積法による回収不能額とその実際の経験を比較しなければならない。このとき「セルフテストの初年度の回収不能額がその実際の経験値以下であるならば、納税者が利用する経験的非発生高見積法は、最初の課税年度の経験を明瞭に反映している」（Reg.1. 448-2(e)(2)(ii)）とみなされる。つまり、納税者は経験的非発生高見積法の適用を検討している年度の実績値と、債権残高への経験的非発生高見積法の適用による回収不能額を比較することになり、回収不能額が実績値以下であればその方法は認められるが、逆に実績値を上回る場合には、経験を明瞭に反映しているとはみなされず、「経験を明瞭に反映する他の方法あるいは規則に定める方法」（Reg.1. 448-2(e)(2)(ii)(C)）に変更しなければならない。

このように納税者は、自身の回収不能額の見積もりについて、それを反映する方法を開発することができる。ただし、その方法については回収不能額が実績値を上回ってはならないという制約がある。このセルフテストは、初年度のみならず、その後3年の期間で実施されねばならない。このため、経験的非発生高見積法の適切性（つまり経験の明瞭な反映の程度）について課税当局と納税者の間で税務紛争が生じる可能性がある。

Ⅲ. 規則で定める経験的非発生高見積法

1. 安全条項

税務紛争が頻発する可能性がある領域では、それを回避するための規定が財務省規則等に設けられる。適切な経験的非発生高見積法の領域においても、その回避を目的として安全条項 (safe harbor) が設けられている。回収不能額の見積もりは納税者の経験にもとづくものであるため、その費用を明瞭に反映する方法が採用されねばならない。安全条項の定めに従った場合には、原則として、納税者の税務会計処理が問題にされることはない。

納税者は、前述のような手続きで自身の経験を反映する経験的非発生高見積法を用いることが可能だが、その場合にはセルフテストを含め自身の方法の適切性を証明しなければならない。これに代えて、納税者が、規則で定める経験的非発生高見積法 (a safe harbor nonaccrual-experience method) のうちの一つを利用する場合には、「その方法は納税者の非発生経験を明瞭に反映しているとみなされ、かつセルフテスト要件は適用されない」(Reg.1.448-2(e)(1)) として、それら方法の適切性を証明する必要はない。

2. 規則で定める経験的非発生高見積法

Reg.1.448-2(f)は、規則で定める経験的非発生高見積法として4方法を定め、さらに納税者独自の方法⁶⁾を定めることができるとしている。以下、各方法の特徴についてみてみることにしよう。なお、設例はとくに断りがないかぎり、Reg.1.448-2(g)に例示されているものである。

(1) 方法1 (safe harbor 1)

この方法は、当該課税年度末の受取勘定残高に、課税年度期間の回収分を調整した不良債権の総額を同期間の受取勘定を生じさせた収益で除した比率を乗じるものである。この比率を算定する期間は6課税年度である。回収分を調整した不良債権の額とは、「当該期間に償却処理した金額のうちその後の回収額を控除した額⁷⁾」となる。

設例：納税者の各課税年度に生じた受取勘定の総額と回収額を調整した不良債権の総額は次のとおりである。

⁶⁾ 納税者独自の方法を採用する場合には、初年度ならびに3課税年度期間単位でセルフテスト要件を満たさなければならない。その要件とは、独自の方法が、規則で定める経験的非発生高見積法の他の4方法のいずれかを利用した場合と同じ結果をもたらすことである (Reg.1.448-2(e)(3))。

⁷⁾ Seago, *op.cit.*, p.88.

課税年度	受取勘定の額	修正後の不良債権
2001	\$ 40,000	\$ 5,700
2002	40,000	7,200
2003	40,000	11,000
2004	60,000	10,200
2005	70,000	14,000
2006	80,000	16,800
合 計	330,000	64,900

6 課税年度の受取勘定に占める不良債権の割合は19.67%（\$ 64,900 / \$ 330,000）になる
 ので、2006年度の受取勘定の期末残高が \$ 49,300であるとすれば、その19.67%である \$ 9,967
 を益金から除外することができる。

この方式では、当該年度に生じた受取勘定に占める不良債権の割合に依拠していることになる。
 受取勘定が繰り越され、次年度に不良債権化する状況は考慮されない。

(2) 方法2 (safe harbor 2)

この方法は、当該課税年度末の受取勘定残高に、当該期間の不良債権の総額に不良債権に配分
 できる回収額を調整した額を同期間期首の受取勘定残高の総額で除した比率に5%を加算して⁽⁸⁾
 乗じるものである。

設例：納税者の各課税年度の期首受取勘定の額と期首受取勘定にかかわる不良債権のうちそ
 の回収額を調整した後の不良債権額は次のとおりである。

課税年度	受取勘定の額	修正後の不良債権
2006	\$ 1,000,000	\$ 35,000
2007	760,000	75,000
2008	1,975,000	65,000
合 計	3,735,000	175,000

3 課税年度の期首受取勘定残高に占める不良債権の割合は4.7%（\$ 175,000 / \$ 3,735,000）
 となる。このとき2008年度末の受取勘定残高が \$ 880,000とすれば、回収不能額は \$ 41,360に
 なる。さらにこの額に105%を乗じるので、最終的には \$ 43,428を益金から除外することがで
 きる⁽⁹⁾。

⁽⁸⁾ この方法は手間と費用がかかるため、この方法を選択させる誘因として設定されている（*Ibid.*, p.90）。

⁽⁹⁾ なお、この方法では、不良債権の回収が起きた場合の測定日の選択方法として最終年度末を選択する方法と対
 象期間初年度末を選択する方法がある。

この方法では、期首の受取勘定残高に対する不良債権の割合を求めているので、期末受取勘定残高の不良債権化の可能性がより実績値に近いものとなる。すなわち「その年度の受取勘定期末残高のうち、回収できない受取勘定はその勘定が生じた期間以外の期間で償却される¹⁰⁰⁾」ことになる。これは期首の受取勘定残高は前年度以前に生じた受取勘定であり、その勘定に占める当該年度の償却額の割合を考慮するため、引当金法による場合の近似値となる。

(3) 方法3 (safe harbor 3)

この方法はModified Black Motor Methodとよばれ、「貸倒引当金法が廃止されるまで回収できない受取勘定の見積りに用いられていた一般的な方法¹⁰¹⁾」であるBlack Motor Company Methodの改訂版である。

Black Motor Company Methodでは6年間の総不良債権の額と期末受取勘定残高の比率が当期の受取勘定残高に適用されたが、それら金額の決定方法等に多くの問題を内在し、誤った結果をもたらしていた¹⁰²⁾。このため、現在では、当該課税年度末の受取勘定残高に、当該期間の不良債権の総額に不良債権に配分できる回収額を調整した額を同期間末の受取勘定残高の総額で除した比率を乗じ、その額から当期に生じた受取勘定について償却した不良債権の額を控除して、除外額を算定する。

設例：納税者の各課税年度末の受取勘定の額と回収額を調整した後の各年度の不良債権額は次のとおりである。

課税年度	受取勘定の額	修正後の不良債権
2001	\$ 130,000	\$ 9,100
2002	140,000	7,000
2003	140,000	14,000
2004	160,000	14,400
2005	170,000	20,400
2006	180,000	10,800
合計	920,000	75,700

この方法では、不良債権の比率は8.288%（\$ 75,700 / \$ 920,000）になる。このとき当期に生じた受取勘定を償却した不良債権の額が\$ 3,600であるときには、益金から除外できる金額は次のように計算される。

$$\$ 180,000 \times 8.288\% - \$ 3,600 = \$ 11,210$$

¹⁰⁰⁾ *Ibid.*, p.90.

¹⁰¹⁾ *Ibid.*, p.89.

¹⁰²⁾ *Ibid.*, pp.89-90.

この方法は非常に簡易であり「受取勘定のライフサイクルが1年未満である場合には適切な結果をもたらす⁸³⁾」と考えられている。しかし、受取勘定あるいは不良債権の額には対象期間以外のものが含まれる可能性が残されている。

(4) 方法4 (safe harbor 4)

この方法は、当該課税年度末の受取勘定残高に、当該期間の不良債権の総額に不良債権に配分できる回収額を調整した額から受取勘定が生じた同一期間に償却された不良債権を控除した額を、同期間期首の受取勘定残高の総額で除した比率を乗じるものである。

設例：納税者の各課税年度末の受取勘定の額、回収額を調整した後の各年度の不良債権額ならびに同一年度に償却された不良債権の額は次のとおりである。

課税年度	受取勘定の額	修正後の不良債権	同一年度の償却額
2001	\$ 130,000	\$ 9,100	\$ 3,033
2002	140,000	7,000	2,333
2003	140,000	14,000	4,667
2004	160,000	14,400	4,800
2005	170,000	20,400	6,800
2006	180,000	10,800	3,600
合計	920,000	75,700	25,233

この方法では不良債権の比率は5.486% ($(\$ 75,700 - \$ 25,233) / \$ 920,000$) になる。これに2006年度末の受取勘定残高 \$ 180,000 を乗じるので、益金から除外できる金額は \$ 9,875 になる。

この方法は、方法2と同様に受取勘定の期末残高のうち回収できない勘定は次年度以降に生じるという前提にたっている。償却された不良債権には同一年度のものと前年度の受取勘定によるものが混在することになるため、同一年度のものを不良債権額から控除することにより、期末の受取勘定の額と次年度に不良債権化する額の対応関係を作ろうとするものである。

規則で定める経験的非発生高見積法の4方法は、いずれも受取勘定の額と不良債権の額との比にもとづいて期末受取勘定残高に占める次年度回収不能額を求め、当期の益金から除外できる納税者の経験値を求めるものである。4方法の相違は、分母となる受取勘定の額を、当期に収益が実現した対価である受取勘定、期首受取勘定残高または期末受取勘定残高のいずれにするのか、

⁸³⁾ *Ibid.*, p.90.

また受取勘定のライフサイクルを念頭に過年度の受取勘定の影響を排除できるか否かにあった。一方、分子である不良債権の額もまた、いずれもいったん償却された受取勘定の回収の影響を排除する点では同じであるが、不良債権の額を当期に生じた受取勘定の不良債権化に限定するのか、過年度分の影響を排除するか否かに相違がみられ、受取勘定残高と不良債権の額との期間対応の程度にも相違がみられる。このため、方法間による不良債権の比率は著しく異なる。くわえて、これら方法の適用のためには帳簿維持等のさまざまな手間がかかる。したがって、これらの方法は導入時に、「2002年に導入される以前の規則で使用が求められていた方法に比べて歓迎すべき変更であるとみなされたが、規則で定める経験的非発生高見積法にしたがって除外できる金額を算定するために必要な情報の集約は実務では非常に困難であり、その作業は受取勘定にかかわる納税者のシステムや規模に左右される⁶⁴⁾」との評価が下され、2006年の規則改正（2002年規則の最終確定）を経てもなお、「規則で定める経験的非発生高見積法は扱いにくくかつ必要な情報の確保は6年分を求められることもあり、その実施は困難であったために対象となりうる納税者はそれら方法を使用しないことが多かった⁶⁵⁾」とされる。

IV. レベニュー・プロセジャ―2011-46

規則で定める経験的非発生高見積法にかかわる問題を背景として、その適切な適用にかかわる税務紛争が頻発していたが、「近年では回収不能額を測定する方法について納税者に以前よりも自由やフレキシビリティを認める傾向がみられてきた⁶⁶⁾」。この傾向を反映して、内国歳入庁（Internal Revenue Service）はレベニュー・プロセジャ―（Revenue Procedure）2011-46を発行し、あらたに帳簿ベースの経験的非発生高見積法（nonaccrual-experience book safe harbor method）を導入した。この方法は「経験的非発生高見積法にもとづく除外の金額を算定する場合に、従来よりも簡潔かつフレキシブルなアプローチを提供している⁶⁷⁾」とされる。

1. 帳簿ベースの経験的非発生高見積法

この方法では、「納税者の財務諸表で計上されている年度末の貸倒引当金のうち、経験的非発生高見積法の適用対象となる当該年度の受取勘定に対応する貸倒引当金（allowance for doubtful

⁶⁴⁾ KPMG(2011), “New Safe Harbor Method of Accounting Available for Service Providers,” *What’s New in Tax*, October 24, 2011, p.6, (<http://www.kpmginstitutes.com/taxwatch/insights/2011/wnit-102411-nae-safe-harbor.aspx>, 2011年12月10日取得).

⁶⁵⁾ Leuven, Mary Van(2012), “Nonaccrual –Experience Book-Safe-Harbor Method,” *The Tax Adviser*, Jun 1, 2012, (<http://www.aicpa.org/publications/taxadviser/2012/june/pages/clinic-story-07.aspx>, 2012年8月17日取得).

⁶⁶⁾ KPMG, *op.cit.*, p.6.

⁶⁷⁾ *Ibid.*, p.6.

accounts) の額の95%^{⑧)}」を回収不能額として益金から除外できる。また、この方法は他の方法と同じく規則で定める方法と位置づけられるため、規則1.448-2(e)のセルフテストの対象とはならない。

この方法が他の規則で定める方法と異なる点は、財務諸表で計上されている貸倒引当金を利用することにある。他の規則で定める方法は受取勘定と不良債権額（貸倒発生額）にもとづいて回収不能額を決定するものであった。他の規則で定める方法間の相違は、いつの時点の受取勘定ならびに不良債権額を用いるのか、さらにそれらの組み合わせの相違であった。納税者は、財務諸表目的では貸倒引当金法を採用しているのが一般的であるので、法人税目的で他の規則で定める方法を用いる場合には別途必要な情報を維持しなければならない。またこの維持しなければならない情報も最大で過去6年間の受取勘定および不良債権情報であった。このことが他の規則で定める方法が利用されなかった最大の原因となっていた。帳簿ベースの経験的非発生高見積法は、納税者が財務諸表目的で維持している情報をそのまま利用することになるので納税者の負担が著しく軽減されることになる。

2. 対象となる財務諸表

この目的で利用される貸倒引当金とは、財務諸表で計上されている引当金であり、「納税者が回収されないと予測している未決済の受取勘定の金額^{⑨)}」でなければならない。このとき対象となる財務諸表は以下のものになる。

- 〔(1) 証券取引委員会に提出を要求される財務諸表（10Kもしくは株主への年次報告書）
- (2) 独立の公認会計士による監査報告書が添付されている監査済財務諸表（外国法人の場合には、わが国と同様の資格ある独立のプロフェッショナルによる監査報告書が添付された監査済財務諸表）であり、それらの目的が以下のものであること
 - (a) 信用目的
 - (b) 株主への報告目的、あるいは
 - (c) 税務以外の他のなんらかの重要な目的
- (3) 連邦または州政府、あるいは（証券取引委員会および内国歳入庁以外の）連邦または州の機関に提出を義務付けられている財務諸表^{⑩)}〕

^{⑧)} Revenue Procedure (Rev. Proc.) 2011-46, Sec.4. 01(1).

^{⑨)} Rev. Proc. 2011-46, Sec.4. 01(1).

^{⑩)} Rev. Proc. 2011-46, Sec.4. 02.

対象となる財務諸表は優先順位が降順で示されている。このため納税者が通常作成しているであろう一般目的の財務諸表が利用され、そこで計上されている貸倒引当金の金額が納税者の非発生経験を明瞭に反映していることの担保として公認会計士による監査が機能することになる。それら財務諸表がない場合には、連邦または州の規制機関がそれを担保することになる。

ただし、公認会計士の監査が不良債権に限定されている場合にはこの要件を充たしたことになる。これは要件が特定の勘定について対象としているものではなく、財務諸表全体を対象としているからである。その一方で、納税者の採用する方法が一般に認められた会計原則に一致していないが、当該金額の重要性が低いために問題とされずに監査報告書が添付された財務諸表の場合にはこの要件を充たしたことになる。しかし、この場合には、納税者の非発生経験の明瞭性については疑問が生じるかもしれない²¹⁾。

したがって、後入先出法の採用における帳簿要件と同様に、主として一般目的の財務諸表において税目的で採用するものと同じ方法が採用されており、かつ当該財務諸表が公認会計士の監査による不適正意見以外の監査報告書が添付されていることが必要条件であることを意味する。ゆえに、この要件は「明らかに、納税者への制約条件として機能する²²⁾」といえよう。

3. 対象となる受取勘定

帳簿ベースの経験的非発生高見積法が適用対象となる受取勘定は、役務の提供の対価として生じた受取勘定に限定される。このため、役務提供と棚卸資産の販売をともにおこなう納税者は、それらから生じる受取勘定を区別して管理する必要がある。この区別は、他の規則で定める方法を用いる場合でも同様である。また、その対象となる受取勘定は、当期に稼得されたものに限られる。

経験的非発生高見積法はそもそも発生主義納税者に貸倒見積額の早期計上を認める規定であるため、役務提供と棚卸資産の販売をともにおこなう納税者は、どちらの事業についても発生主義会計を採用している。ゆえに、受取勘定の区分は事業部門管理あるいは顧客別管理等により通常の事業活動でおこなわれているはずなので、この区分を行うことが帳簿ベースの経験的非発生高見積法の採用の障害となることはない。

4. 経験的非発生高見積法による金額の計算

経験的非発生高見積法の適用についてRev. Proc.の例²³⁾にしたがって検討しよう。

²¹⁾ Seago, *op.cit.*, p.93.

²²⁾ *Ibid.*, p.93.

²³⁾ Rev. Proc. 2011-46, Sec.4. 03.

設例： 2011年12月31日、納税者の貸借対照表には\$1,300,000の貸倒引当金が設定されている。この残高のうち\$300,000は、納税者が回収不能と予測している当期の受取勘定に帰属する額である。

容易に利用可能な適合的情報を考慮して、納税者は貸倒引当金繰入額\$300,000のうち\$200,000が経験的非発生高見積法の適用対象となる受取勘定に帰属すると合理的に判断した。納税者は帳簿ベースの経験的非発生高見積法にもとづいて益金から除外できる金額を、期末の貸倒引当金繰入額である\$200,000に95%を乗じて求める。ゆえにSec.448(d)(5)にもとづき2011年12月31日時点の連邦所得税目的で発生を要求されない益金の額は\$190,000になる。

上記の設例が示すように、監査済財務諸表に計上されている期末貸倒引当金のうち当期に生じた期末受取勘定残高に対応する部分を確定させる。この時点では、期末受取勘定残高は役務提供による部分と棚卸資産の売却による部分からなっている。したがって期末受取勘定残高のうち役務提供による部分を把握し、それに対応する貸倒引当金の額を特定することになる。この貸倒引当金の額は、当期に生じた受取勘定残高に設定されているので期末の貸倒引当金繰入額になる。この額に規則に定める95%を乗じて益金除外額を求めることになる。

前述のごとく、この方法が他の規則で定められた方法と異なるのは、納税者の経験を一般会計目的で作成される財務諸表の貸倒見込みに依拠していることである。他の方法が納税者の経験についてどの経験にもとづくかを決定するにあたり受取勘定の特定と貸倒見込みの特定という2つの変数の組み合わせであったのに対して、帳簿ベースの経験的非発生高見積法はこれらのプロセスを納税者の実際の経験を反映している貸倒引当金に求めていることになる。

この方法を適用する場合の実務上の論点は、貸倒引当金のうち当期に生じた受取勘定に対するものと、過年度に生じた受取勘定に対するものとを区別することである。この点については、その区別をする方法については納税者が合理的な方法を用いることが認められている⁶⁰。したがって、受取勘定の評価プロセスが問われることになろう。

5. 帳簿ベースの経験的非発生高見積法の意義

帳簿ベースの経験的非発生高見積法の導入は、益金除外規定の法的安定性にある。従来の規則で定める方法はその適用にあたって多くの情報を必要とし、またその情報を最大6年にわたって保存していなければならなかったため、それを利用する納税者は少なかった。このため、多くの

⁶⁰ KPMG, *op.cit.*, pp.7-8.

納税者は自身の非発生経験を明瞭に反映する方法を利用して益金除外の金額を測定することになる。同見積法はこのことに伴う税務紛争を回避する目的で導入されたものである。

本稿で検討してきたように、帳簿ベースの経験的非発生高見積法はその適用にあたって納税者の負担を著しく軽減している。規則で定める方法が上述のごとく多くの情報を必要とするのに対して、帳簿ベースの経験的非発生高見積法は、既存の財務諸表目的で維持されている情報を利用することになる。したがって、この方法のために必要とされることは、期末の貸倒引当金残高のうち適用対象となる受取勘定に対して設定された金額を特定すること、そのために期末の受取勘定残高のうち適用対象となる受取勘定を識別することのみである。このことは、他の規則で定める方法においても同様のことであり、帳簿ベースの経験的非発生高見積法に限定されたことではない。このため、納税者が受取勘定の評価をどのようにおこなうかが適用にあたっては重要となる。

しかしながら、受取勘定の評価は、貸倒引当金の設定プロセスにおいて十分に検討されているはずであり、貸倒引当金残高の区分はそれほど障害とはならないであろう。なぜなら、その区分の方法については納税者に委ねられているからである。つまり、その区分および設定プロセスを財務会計に委ねる構造となっている。

このように、帳簿ベースの経験的非発生高見積法は財務会計の数値を利用することにより納税者の負担を減らすことで益金除外規定の法的安定性を確保するものとなっている。このような法的安定性を確保するための安全条項は、財務省規則のなかにしばしば設けられている。それら安全条項にはさまざまな様式の規則が含まれているが、帳簿ベースの経験的非発生高見積法のように財務会計において求められている方法あるいは数値を税務会計において用いることでIRCあるいは規則の要件を満たしたものとする、実質的な帳簿一致要件⁸⁹を定める規則も多くみられる。これら規則は財務会計の制度的枠組みを担保として税務会計の数値を成立させる一つの例といえよう。

おわりに

米国の会計制度は、税務会計と財務会計が独立していると一般に理解されている。これは法人税申告書が税務損益計算書の形式をとり、IRCや規則の規定に従って課税所得が算定されることによる。これにくわえてとくに強調されるのが、わが国で多くみられる損金経理要件が後入先出法に限られているとの理解である。しかしながら、本稿で検討した帳簿ベースの経験的非発生高

⁸⁹ 安全条項におけるこのような規定は、税実務では、しばしば「帳簿一致要件 (conformity requirement)」として説明される。

見積法のように、安全条項として帳簿一致要件が課せられているものがある。安全条項はIRCの規定から生じる税実務上の問題を解決するものであるが、ここでの帳簿一致要件は、後入先出法の場合と同様に、税務会計上の恩典的規定の適用にあたっては財務会計上でも適用していることを条件とする制約条件としても機能することになる。このような規定あるいは条項の存在は、米国において国際財務報告基準の導入の可否を検討するにあたって解決を図らねばならない実務上の問題の一つである。